

# 定 款

(平成25年1月1日制定)

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当社は、株式会社大阪証券取引所と称し、英文では Osaka Securities Exchange Co., Ltd.と表示する。

### (目 的)

第2条 当社は、次の各号に掲げる業務を営むことを目的とする。

- (1) 取引所金融商品市場の開設
- (2) 金融商品債務引受業
- (3) その他前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 当社の開設する取引所金融商品市場（以下「当社の市場」という。）は、公益及び投資者の保護に資するため、有価証券の売買又は市場デリバティブ取引（以下「有価証券の売買等」という。）が公正、円滑に行われることを旨として運営されるものとする。

### (本店の所在地)

第3条 当社の本店は、大阪市に置く。

### (公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

### (機 関)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

## 第2章 取引所金融商品市場

### (取引所金融商品市場に関する事項)

第6条 当社の市場においては、有価証券の売買等を行う。

#### (規則の制定)

第7条 当社は、当社の市場における有価証券の売買等を公正かつ円滑にならしめ、かつ、投資者の保護に資するため、本定款のほか、業務規程、受託契約準則その他の規則を定めるものとする。

#### (取引参加者の法令等の遵守義務)

第8条 取引参加者は、法令(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)及びその関係法令をいう。第9条、第10条及び第34条において同じ。)、法令に基づく行政官庁の处分、当社の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則(以下「規則」という。)及び取引の信義則を遵守しなければならない。

#### (取引参加者の処分)

第9条 当社は、取引参加者が法令、法令に基づいてする行政官庁の処分又は当社の規則に違反した場合、取引の信義則に背反する行為をした場合その他の業務規程で定める処分事由に該当した場合は、その定めるところにより、過怠金の賦課、当社の市場における有価証券の売

買等又はその有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限，取引資格の取消しその他の処分を行うことができる。

( 資料等の提出義務等 )

第10条 当社は，取引参加者の法令，法令に基づく行政官庁の処分又は当社の規則若しくはこれらに基づく処分又は取引の信義則の遵守の状況の調査を行うとき，その他の当社の目的及び市場の運営にかんがみて必要があると認めるときは，取引参加者に対し，当該取引参加者の営業若しくは財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し，又は当社の職員をして当該取引参加者の営業若しくは財産の状況若しくは帳簿，書類その他の物件を検査させることができる。

### 第3章 株式

( 発行可能株式総数 )

第11条 当社の発行可能株式総数は，93万株とする。

( 株券の不発行 )

第12条 当社は，株式につき株券を発行しない。

( 株式の譲渡制限 )

第13条 当社の株式の譲渡又は取得については，株主又は取得者は，締役会の承認を受けなければならない。

( 名義書換 )

第14条 株式の取得により名義書換を請求するには，株主及び株式の取得者が，共同して請求するものとし，所定の請求書を提出しなければならない。ただし，法令で定める手続きによる場合は，この限りでな

い。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第15条 当社の株式につき、質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株主の住所等の届出)

第16条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当社に届出なければならない。

2 前項の届出事項に変更があったときは、その事項につき同様とする。

#### 第4章 株主総会

(招 集)

第17条 株主総会は、定時株主総会及び臨時株主総会とし、定時株主総会は毎事業年度終了の日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は隨時必要に応じて、招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が招集する。

(定時株主総会の基準日)

第18条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、

法務省令に定めるところに従いインターネットを利用して開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議長)

第20条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。ただし、取締役社長事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

(決議方法)

第21条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数決をもって行う。

(議決権の代理行使)

第22条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第5章 取締役及び取締役会等

(員数)

第23条 当社の取締役は、13名以内とする。

(選任方法)

第24条 取締役は、株主総会において、選任する。

- 2 株主総会において、学識経験を有する者で取引参加者の役員及び従業員その他金融商品取引業と直接関係のある業務に従事する者以外の者のうちから、取締役若干名を選任する。
- 3 前2項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 4 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 5 第2項に規定する取締役は、その在任中、金融商品取引業と直接関係のある業務に従事することができない。

( 任 期 )

第25条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、補欠として選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とする。

( 代表取締役 )

第26条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は、各自当社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行する。

( 取締役 )

第27条 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

- 2 当社の常務に従事する取締役は、その在任中、金融商品取引業に従事することができない。
- 3 前項に規定する取締役は、その在任中、取締役会の承認を受けなければ、他の業務に従事することができない。

#### ( 招 集 )

第28条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が招集する。

- 2 前項の招集は、各取締役及び各監査役に対し取締役会の日の3日前までに、その通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

#### ( 決議方法 )

第29条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

#### ( 決議の省略 )

第30条 当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### ( 取締役会規程 )

第31条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### ( 報酬等 )

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

#### (取締役の責任免除)

第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

#### (自主規制委員会)

第34条 当社は、法令に基づく自主規制委員会を置く。

2 自主規制委員会は、当社の自主規制業務に関する事項の決定を行う。  
3 自主規制委員会は、当社の取締役の中から選定された自主規制委員3人以上で組織し、その過半数は社外取締役とする。

## 第6章 監査役及び監査役会

#### (員数)

第35条 当社の監査役は、3名とする。

#### (選任方法)

第36条 監査役は、株主総会において、選任する。

2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### (補欠監査役の選任の効力)

第37条 法令又は本定款に定める監査役の員数を欠くこととなるときに

備えて選任された補欠の監査役の選任決議の有効期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することができる。

#### （任 期）

第38条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。

2 法令又は本定款に定める監査役の員数を欠くこととなるときに備えて選任された補欠の監査役が監査役に就任した場合、当該監査役の任期は、前任者の残任期間とする。

#### （常勤監査役）

第39条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役（以下「常勤監査役」という。）を選定する。

2 常勤監査役は、その在任中、金融商品取引業に従事することができない。

3 常勤監査役は、その在任中、監査役会の承認を受けなければ、他の業務に従事することができない。

#### （招 集）

第40条 監査役会は、各監査役が招集する。

2 前項の招集は、各監査役に対し監査役会の日の3日前までに、その通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第41条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第42条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第43条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第7章 諮問委員会

(諮問委員会)

第44条 当社は、諮問委員会を置くことができる。

2 諮問委員会は、当社の運営に関する重要事項について、取締役会の諮問に応じ又は取締役会に意見を述べることができる。

3 諮問委員会に関する事項は、取締役会において定める諮問委員会規則による。

## 第8章 計 算

( 事業年度 )

第45条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

( 剰余金の配当 )

第46条 株主総会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

- 2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
- 3 前2項の期末配当金又は中間配当金が、支払開始の日から3年以内に受領されないときは、当社は、その支払いの義務を免れるものとする。

付 則

本定款は、平成25年1月1日から施行する。